

日本学術会議第 25 期新規会員任命拒否に対する声明

2020 年 11 月 5 日

名城大学教職員組合執行委員会

令和 2 (2020) 年 10 月 1 日、日本学術会議第 25 期新規会員任命に際し、学術会議が推薦した 105 名のうち、6 名の会員候補者が内閣総理大臣により任命されなかったことが判明しました。

日本学術会議は、日本学術会議法（以下、「法」という）を設置根拠とする、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」（法前文）として、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」（法 2 条）、国の特別の機関です。政府は、日本学術会議に諮問することができ（法 4 条）、日本学術会議も政府に勧告することができる（法 5 条）こととされる一方、これらの職務を日本学術会議は、「独立して」（法 3 条）行うものとされ、組織上も、内閣総理大臣の「統轄」下には置かれておらず（法 1 条 2 項）、高い独立性が法により与えられた機関です。

日本学術会議の会員を「内閣総理大臣が任命する」（法 7 条 2 項）際の手続において、法 17 条は、日本学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し」たうえで「内閣総理大臣に推薦」し、この推薦に基づくことを要求していることに加え、その会員の退職についても、内閣総理大臣は、「日本学術会議の申出」に基づかなければ日本学術会議の会員を退職させることができない（法 26 条）と規定していることも、日本学術会議に付与された高い独立性をあらわしています。

このように、法の諸規定が、日本学術会議に高い独立性を付与するのは、日本国憲法 23 条の学問の自由（研究の自由、研究発表の自由など）を保障するための基盤としての研究者・研究者集団のオートノミー（自律と自立）の確保と、権力の分立という自由主義的な考えによるものといえます。したがって、法に基づく内閣総理大臣の任命権は事実上形式的なものにすぎず、仮に内閣総理大臣が任命を行わないとしても、法によって付与された任命権を行使する者として、日本学術会議に対して、任命しなかった理由を説明すべき責任があります。そのため、政府が 6 名の任命を拒否した理由を明らかにしていないことは、重大な問題です。

このたび日本学術会議の推薦者を内閣総理大臣が任命しなかったことは、日本学術会議の独立性を侵しかねず、日本国憲法 23 条の基盤にある研究者・研究者集団のオートノミーへの圧迫になりかねず、この内閣総理大臣の任命拒否を認めてしまうことは、ひいては国民に保障されたさまざまな自由を保障するための基盤を揺るがしうる政府の行為を認めることにも繋がりがかねません。

学術文化の成果は、自由で開かれた言論・研究活動があっではじめて発展し、その中でこそ、成果は、学生をはじめとする、国内外の多くの人々に浸透して社会に還元されます。今回の政府の行為は、学術文化発展のために努力してきた数多くの研究者や研究に関わる人々の連綿と続く努力を否定するものであり、学術文化発展の重大な障害となりかねないものでもあります。加えて、言論の自由など、すべての人々の自由を危険にさらす行為でもあります。

日本学術会議第181回総会は、令和2年10月2日付「第25期新規会員任命に関する要望書」において、任命されなかった理由の説明を求めるとともに、任命されなかった候補者の速やかな任命を要望しています。名城大学教職員組合執行委員会はこの要望書を支持するとともに、今回の内閣総理大臣の任命拒否について抗議します。

政府は日本学術会議の要望に直ちに応じ、日本学術会議が推薦した会員候補者の任命を拒否した理由を明らかにした上で、いまだ任命されていない会員候補者の任命を速やかに行うことを、強く求めます。